

「飲酒に係る誓約書」の提出について

文責 杉崎 智

東京理科大学学友会では、学友会登録団体内での不適切な飲酒による事件・事故をなくすべく、「飲酒に係る誓約書」の提出をお願いしております。

提出されませんと春・秋の新歓への参加を認めない、団体活動を本学より制限される場合がございます。

下記注意事項をよく読み、ご提出ください。

なお、本学学生支援課には 11 月ごろに報告予定です。

記

提出書類：学生支援センター長宛「飲酒に係る誓約書」(pdf ファイル)

提出方法：上記書類を学友会 Web ページからダウンロード・印刷し、所定の日時に提出

提出日時：2019 年度第 3 回団体代表者会議前(受付の際に回収します)

記入事項：署名日(提出日)・団体名(正式名称)・代表者学籍番号・代表者氏名・代表者印

＜注意事項＞

1. 提出する際は代表者の印鑑を持参してください。
2. 署名日の欄は、記入した日ではなく提出する日を記入してください。
3. 団体名の欄は、学友会団体登録の際に申請した正式団体名称を使用してください。
4. 団体内で「飲酒に係る誓約書」の内容を周知してください。
5. 上記記入事項に不備があった場合は再提出していただきます。
6. 公認・届出団体は既に学生支援課に提出しているため、提出する必要はありません。

＜罰則について＞

提出していない団体もしくは「飲酒に係る誓約書」の事項に違反した団体は以下の罰則が適用される可能性があります。

- 本学学生支援課より活動停止の通知
- 今後開催予定の新歓(春・秋とも)に参加不可
- 学友会登録団体の権利剥奪(支援金交付の停止など)
- 学友会団体登録抹消

※上記は無期限の罰則となります。

以上